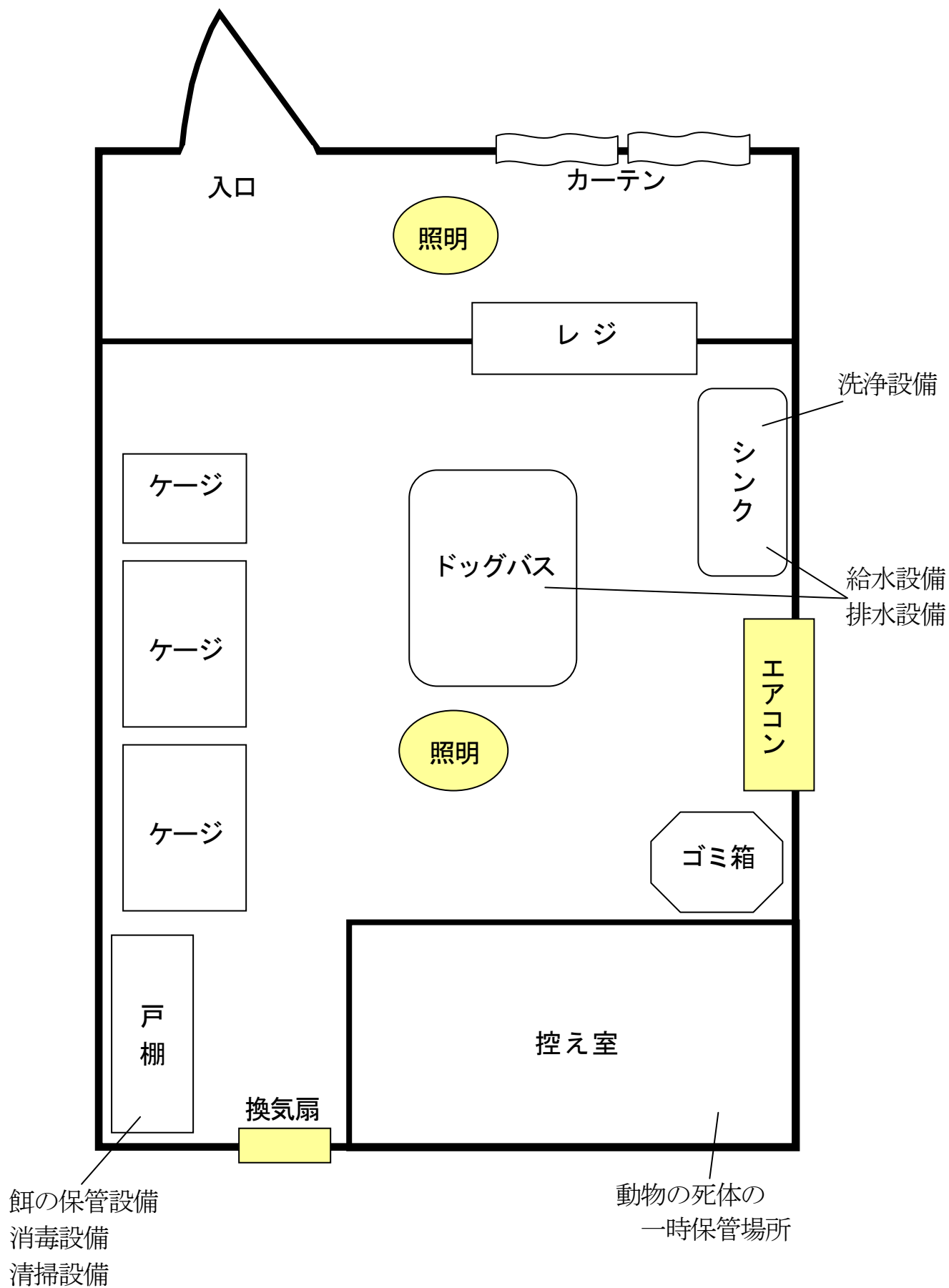


飼養施設の平面図 記入例 (飼養施設のある方)



平面図には、以下の事項を書き入れて下さい。

チェック欄	動物の愛護及び管理に関する施行規則第2条第2項第4号のイ〜ワに定める事項	具体例
	ケージ等	ケージ、かご、水槽等
	照明設備	
	給水設備	
	排水設備	ドッグバス等の水周り
	洗浄設備	
	消毒設備	消毒薬の収納場所
	汚物、残さ等の廃棄物の集積設備	ゴミ置き場
	動物の死体の一時保管場所	
	餌の保管設備	餌の収納場所
	清掃設備	清掃道具の収納場所
	空調設備	エアコン、換気扇等
	遮光のため又は風雨を遮るための設備	カーテン、ブラインド等
	訓練場	(※飼養施設有りの訓練業の場合のみ必要)

飼養施設の構造、規模が「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第2項」の基準に適合していない場合、登録が拒否されることとなりますのでご注意ください。

- ①飼養施設は、前条第2項第4号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。
- ②ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
- ③床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
- ④飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
- ⑤飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
- ⑥飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- ⑦飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
- イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
 - ロ 底面は、ふん尿等が漏れいしない構造であること。
 - ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。
ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
 - ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- ⑧構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
- ⑨犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業(動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る)。